

# 代議員会運営規程

全環境企業年金基金

## (主 旨)

第1条 代議員会の運営は、確定給付企業年金法（以下「法」という。）、確定給付企業年金施行令（以下「令」という。）及び確定給付企業年金施行規則（以下「規則」という。）及び全環境企業年金基金規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程により行なう。

## (代議員会の開催)

第2条 通常代議員会として、当年度の3月末日までに次年度予算承認のための代議員会を、7月末までに前年度決算承認と厚生労働省報告のための代議員会をそれぞれ行う。

2 理事長は、必要があるときはいつでも、規約に定めた手続きにより臨時代議員会を招集することができる。

## (代議員会の成立)

第3条 代議員会は、代議員の定数（規約第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上の出席をもって、有効に成立する。

## (書面による議決権の行使)

第3条の2 代議員は、施行令第17条並びに規約第18条第2項の規定により、書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面による議決権を行使する代議員は、規約第17条の規定によりあらかじめ通知した事項に限り、議決権を行使できるものとする。

3 前1項の規定により代議員が書面をもって議決権を行使する場合は、当該代議員は当該書面を代議員会開会の日の前日までに基金事務局に提出しなければならない。

4 前3項の規定により書面を基金事務局に提出した代議員が、代議員会に出席した場合は、当該書面は提出されなかったものとみなす。

## (代議員会の議長)

第4条 代議員会の議長は、理事長とする。

2 理事長が代議員会に出席できないときは、規約第35条第1項の規定により指名された選定理事が議長となる。

3 第2項に定める選定理事も代議員会に出席できないときは、常務理事が議長として議事を進行するものとする。

## (議長の役割)

第5条 議長は、議事に先立ち、規約第23条第2項に定める代議員会会議録の署名人を指名する。

- 2 議長は、議案書として提出された議案に従って議事を進める。
- 3 議長は、提出された議案について、代議員により活発かつ効率的な議論が行われるよう努めなければならない。
- 4 議長が自ら議案の討議に参加しようとするとき、または理事長として意見を表明しようとするときは、あらかじめその旨を明らかにする。この場合、議長の役割を、必要に応じて前条第2項もしくは第3項に定める者に、一時的に委嘱することができる。

#### **(議長の権限)**

- 第6条 議長は、議事を混乱・停滞させる代議員の発言があった場合には、それを注意し、または制止することができる。
- 2 議長は、前項の注意及び制止が繰り返されたにもかかわらず、発言の態度及び内容を改めない代議員については、議場からの退出を命ずることができる。
  - 3 議長は、加入者で傍聴を行う者（以下「傍聴人」という。）が議事を妨げる行動をとった場合には注意をし、また注意が繰り返されたにもかかわらず、態度を改めない傍聴人については議場からの退出を命ずることができる。

#### **(代議員会の議案)**

- 第7条 代議員会の議案は、法及び規約に定める次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 規約の変更
  - (2) 役員解任
  - (3) 毎事業年度の予算
  - (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
  - (5) 借入金の借入れ
  - (6) その他重要な事項
- 2 議案は、基金事務局が理事会に付議した上で議案書として発議する。
  - 3 前項の議案書は、原則として代議員会開催日の5日前までに到達するように、代議員に送付する。

#### **(代議員会の議事)**

- 第8条 代議員会の議事は、法令及び規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 規約の変更（規則第15条各号に規定する軽微な変更事項を除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。
  - 3 代議員会においては、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、第7条第2項に定める議案に対する付帯事項並びに第10条に定める代議員が発議した議案については、この限りでない。

#### (表決方法)

第9条 議長による表決は、表決する旨宣した後、議案について可とする者に挙手を求め、挙手した者の多少を認定して、可否の結果を宣言する。

2 出席代議員3分の1以上からの申し立てにより、前項の表決方法を記名投票に変更できる。

#### (代議員による発議)

第10条 代議員は、代議員会において議案を発議することができる。

2 前項の議案は、理由を付し、2人以上の代議員と連署して議長に提出する。この場合、予算を伴う議案については、その実施に必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

#### (監事の意見提出)

第11条 監事が監査の結果に基づき代議員会に意見を提出したときは、議長は、監事からその意見の内容を説明させなければならない。

#### (代議員の代理出席)

第12条 削除

#### (代議員の除斥)

第13条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

#### (会議録)

第14条 代議員会の会議については、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 代議員の定数

(3) 出席した代議員の氏名及び規約第18条第2項に規定する書面により議決権を行使した代議員の氏名

(4) 議事の経過の要領

(5) 議決した事項及び可否の数

(6) その他重要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかななければならない。

4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

附 則

この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成 3 0 年 8 月 1 日から適用する。